No.３０　2022年　３月発行
編集・発行
石狩市環境市民部　消費生活センター
〒061-3292　石狩市花川北６条１丁目３０番地２
TEL：0133(72)3191　FAX：0133(72)3199

石狩市 消費生活センター便り

1/24　石狩市消費生活サポーター向け 現地研修会をおこないました！

１月 24 日(月)午前10 時から市役所4階会議室において、消費生活サポーター及び消費者被害防止ネットワーク構成機関向け現地研修会を開催しました。消費生活サポーター5名、消費者被害防止ネットワーク構成機関から6名が出席し、講師の北海道立消費生活センター主任消費生活相談員　前田麻子氏から消費生活に関するトラブル事例を紹介していただきました。道内で増えている相談の傾向や悪質商法の手口について解説していただき、被害に遭わないための対処法について学びました。今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部リモートにて実施しました。

参加者からは、４月からの成年年齢引き下げに伴う周知の方法や被害防止についての声があり、とても頼もしく思いました。

※消費生活サポーターや消費者被害防止ネットワーク構成機関の方など計１７名が受講しました。

消費生活サポーターには『消費生活センター便り』などで消費者行政の情報を発信、街頭啓発への参加や、研修会のお手伝いをしていただいています。消費生活に関心のある方は、ぜひお問い合わせください。

消費生活サポーター 募集中！

石狩市では、地域の担い手として活動していただく『消費生活サポーター』を随時募集しています。

１．消費生活サポーターの主な活動内容

- ●地域や団体に消費生活に関する情報の提供
- ●消費者被害に遭った方への消費生活センターの紹介
- ●地域における消費者被害防止見守り活動への参加協力

３．対象者

- ●消費生活に関心のある方で、石狩市内在住の満２０歳以上の方

２．登録期間

- ●登録した日の属する年度の３月末まで（辞退届の提出がない限り翌年度も更新となります）

４．登録方法

- ●登録申請書に必要事項（氏名・住所・電話番号など）を記入して申請していただきます。
- ●石狩市役所　広聴・市民生活課または消費生活センターまでお問い合わせください。（☎0133-72-3191）

ご存じですか？

広報いしかり くらしの知っ得情報

2月号は18歳成人について、
3月号は携帯電話の機種選びについて掲載しています。
※2月号の内容については、町内会回覧でも周知しています。→

2019年7月以降、市の広報誌『広報いしかり』の中で消費生活に関する情報コーナーとして『くらしの知っ得情報』を掲載しています。

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターで受け付けた相談事例や、増加傾向にある消費者トラブルを中心に、注意点や対処法を解説しています。

掲載を開始して以来、市民の方から、**「広報に書かれていた内容と同じセールストークで勧誘があった」**との情報提供や、**「わが家と同じ事例が紹介されていた。困っていたので解決方法を教えてほしい」**との相談が、多数寄せられるようになりました。

また、広報をきっかけに相談してくる人や、消費生活センターに情報提供をしてくれる方もいます。

消費者トラブルは手口を知っていれば回避できる場合がほとんどです。広報が届いたら、是非『くらしの知っ得情報』をチェックしてみてください。

令和3年度 石狩市消費生活センター 相談受付状況と傾向

■除雪・排雪に関するトラブルが急増しています！

大雪に伴い除雪・排雪サービスの契約に関するトラブルが増えています。トラブルの内容としては「契約どおりの除雪・排雪がされない」「除雪・排雪時の作業に伴い器物が破損した」「料金を前払いしたが、途中で来なくなり連絡も取れなくなった」などです。

シーズン契約で前払いをすると、作業が行われなかった場合などに金銭面でも生活面でも被害が大きくなることがあるので注意が必要です。除雪サービスを契約する場合は依頼したい作業の具体的な内容を確認し、実際に現場を見てもらった上で見積もりを取りましょう。また、雪解け後に除雪作業で屋根や塀などが破損したと分かる場合もあるので、補償などもよく確認しましょう。

〈相談件数〉

4月	34件
5月	19件
6月	18件
7月	22件
8月	29件
9月	23件
10月	28件
11月	26件
12月	20件
1月	26件
2月	21件
計	266件

「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター ☎0133-75-2282

石狩市役所1階（平日 午前10時～午後4時）

※ 土日・祝日の電話相談は消費者ホットラインへ ⇒

消費者ホットライン 188（いやや！）（局番なし）

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。